

那須塩原市人流データ取得・分析システム調達業務 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

- (1) 業務の名称
那須塩原市人流データ取得・分析システム調達業務
- (2) 事業の目的
公共施設等の需要や往来状況、訪問者の属性を比較分析し、事業の効果を客観的に評価・検証すること及び、分析結果を各種計画、戦略等の策定に反映させ、実効性の高いEBPMにより行財政改革を行うため、人流を定量的に可視化し分析を行うシステムを導入する。
- (3) 業務の内容
別紙仕様書に記載のとおり
- (4) 期間
契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
※システムの利用期間は、協議により決定する。
- (5) 提案上限額
3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
※本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額、否決があったときには、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。
- (6) 担当部局及び書類提出先等
那須塩原市企画部デジタル推進課デジタル政策係
〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号
電話：0287-48-7852
e-mail：digital@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 参加者の資格要件

- 参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (3) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
 - (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
 - (5) 委託業務の履行に関し法令上必要となる資格等がある場合にあっては、

当該資格等を有していること。

- (6) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3 公募型プロポーザルの日程

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年2月17日(火) |
| (2) 質疑書提出期限 | 令和8年3月2日(月)午後1時まで |
| (3) 質疑回答 | 令和8年3月4日(水) |
| (4) 参加申請書提出期限 | 令和8年3月13日(金)午後1時まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月25日(水)午後1時まで |
| (6) 書類審査 | 令和8年3月30日(月)まで |
| (7) 審査結果通知・公表 | 令和8年4月1日(水)以降 |

4 参加手続

- (1) 参加申請

本件に参加する場合は、下記提出書類に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、次のとおり提出すること。なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

- ア 提出期限 令和8年3月13日(金)午後1時まで(必着)
- イ 提出書類 ①参加申請書(様式第1号)代表者印を押印したもの1部
②参加資格要件確認書(様式第2号)1部
- ウ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。
- エ 提出方法 提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより提出し、電話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。
件名：人流データ_参加申請：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)
【例】株式会社△△△が令和8年3月9日に送付した場合
人流データ_参加申請：20260309株式会社△△△
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに参加辞退届(様式第3号)を電子メールにより提出すること。

- (2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第4号)を提出することができる。

- ア 提出期限 令和8年3月2日(月)午後1時まで(必着)
- イ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。
- ウ 提出方法 提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより提出し、電話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。
件名：人流データ_質疑：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)
【例】株式会社△△△が令和8年3月1日に送付した場合
人流データ_質疑：20260301株式会社△△△
- エ 質疑への回答は、市のホームページにて公開する。ただし、質問内

容により事業者選定の公平性を保てない場合は、回答を行わないことがある。

オ 質疑回答 令和8年3月4日（水）

5 企画提案書の作成、提出等

- (1) 提出期限 令和8年3月25日（金）午後1時まで
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書表紙（様式第5号）
 - イ 業務実施体制図（様式第6号）
 - ウ 履行実績等（様式第7号）
 - エ 企画提案書（任意様式）
 - オ 価格提案書（様式8号）及び内訳書（任意様式）
- (3) 提出部数 正本1部 (2)ア、オに代表者印を押印したもの
電子媒体（PDFファイル形式）1部
※電子データは押印省略可
- (4) 提出方法 紙媒体は、持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
電子媒体については、提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより提出し、電話により到着の確認を行うこと。メールの件名は次のとおりとし、参加者名称は略称でも可とする。
件名：人流データ企画提案書：+送信年月日[yyyymmdd]+(参加者名称)
【例】株式会社△△△が令和8年3月18日に送付した場合
人流データ企画提案書：20260318株式会社△△△
- (5) 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。
- (6) 作成に当たっての注意事項
 - ア 企画提案書
 - ・ A4（縦及び横：両面印刷：長編綴じ）とし、仕様書に準じて作成すること。なお、記載順等は問わない。
 - ・ 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
 - ・ 企画提案書の記載内容は、本業務の実施義務を提案者が提示したものとする。
 - ・ 企画提案書は30ページを越えないこと。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。
 - ・ 提案見積額に含めていない有料オプションなど、別途費用が必要なものは企画提案書に記載しないこと。
 - イ 価格提案書及び内訳書
 - ・ 契約希望金額の総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を記載すること。
 - ・ 提案額には、調達に当たって必要な一切の費用を含めること。
 - ・ 価格内訳書には、仕様書を基に可能な範囲で金額を詳しく記載すること。

ウ その他

- ・企画提案書等は1者につき1案のみ提出すること。
- ・提出後における企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- ・提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された企画提案書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、契約候補者の選定以外に無断で使用しないものとする。

6 評価方法等

(1) 評価基準

別表「人流データ取得・分析システム調達業務評価基準」のとおり

(2) 評価方法（書類審査）

- ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び別に定める評価基準により書類審査により行う。
- イ 配点は、審査員一人当たり計100点とする。
- ウ 本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。
- エ 書面審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として特定する。
- オ イの合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。
- カ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の5割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

(3) 結果通知

評価結果は、令和8年4月1日（水）以降に電子メールにより通知を行う。令和8年4月8日（水）までに通知できない場合は、別途連絡する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様内容及び企画提案書の内容等について再度協議を行い、協議後に契約を行う。協議の結果、契約に至らなかったときは、次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 参加者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。なお、企画提案書は選考以外の目的で提出書類等の使用、又は公表をしない。ただし、那須塩原市情報公開条例の規定に基づき、公開対象になることがある。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

- (6) 本件は、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (7) 本業務は、令和8年度当初予算の成立を前提とした準備行為であり、予算が成立しない場合は、本プロポーザルの手続きを中止、または契約を締結しないことがある。この場合において、企画提案書の作成及び提出に要した費用その他一切の費用については、提出者の負担とする。